

平成 21 年度第 1 回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成 21 年 6 月 17 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで

2 出席者の氏名

(1) 審議会委員

恒川会長、太田委員、大畑委員、鈴木委員、田代委員、永井委員、藤田委員

(2) 事務局

小出総務課長、原田課長補佐、友野、野村

3 議事

(1) 個人情報取扱事務届出簿について

会	長	新規案件について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局 (住宅用火災報知器の高齢者世帯普及率調査について説明)
会	長	事務の根拠となる法令として、島田市火災予防条例を挙げておられますが、これは、調査の根拠条例でしょうか。
予	防	課 これは、住宅用火災報知器の設置の条例になります。
会	長	設置の状況を調べるわけですね。調査依頼が県から来て、県に提供する情報は、パーセントだけを出されるのですか。
予	防	課 そのとおりです。
会	長	先程、事務局から電話調査を行うと説明がありましたが、個別訪問されるのですか。
予	防	課 個別訪問をします。先日、依頼が来て、回答期限までに時間がないものですから、調査の手法についても検討しておりました。最初は、電話での調査を考えていたのですが、電話だと疑われてしまうこともありますので、直接お伺いして、説明をしてご理解をいただいた上で協力していただくということを考えています。
A	委	員 設置をしていない人については、設置を促すということになりますか。
予	防	課 そうです。
A	委	員 65 歳以上くらいの方ですと、じゃあ報知器をどこで入手したらいいのと聞かれた時には、どう答えるわけですか。
予	防	課 今までに広報誌にも何度か掲載していただいているので、その様な資料を持ってお伺いして、説明いたします。基本的には、家電量販店や電器店で購入できます。報知器は、簡単に取り付けられるものですが、やはり高所への取り付けということになりますと、65 歳以上の方については、電器店に取り付けてもらうことがお勧めです。

B	委員	島田市内の 65 歳以上の世帯数は、どのくらいなのですか。
予	防 課	4,795 世帯です。
C	委員	民生委員でも、火災報知機が設置してあるかというのを聞いて回ったのですが、アパートや借家については、大家さんの許可が取れないために設置しないケースがあります。民生委員は、大家さんの許可を得て設置してくださいとまでは言えないので、どの様に指導したらいいのか悩んでいます。
予	防 課	基本的には、アパート等については、大家さんをお願いするのが一番良いと考えています。私どもも、150 m ² 以上のアパート・共同住宅については、立入検査を実施しています。立入検査には、大家さんも立ち会ってもらいますので、その中で、大家さんに設置を促すということをやっております。
A	委員	150 m ² というとどれ位ですか。
予	防 課	一般住宅では、100～120 m ² 位のお宅が多いかと思います。一階がリビングと和室ともう一部屋あって、二階が 3 部屋の住宅で、120 m ² 位です。
A	委員	アパートだとどの位の大きさのものになりますか。
予	防 課	2LDK の 6 部屋でしたら、150 m ² 以上あります。1LDK の 6 部屋位では少し 150 m ² に足りないです。 しかし、平成 18 年の 6 月以降に建てられた建物については、すでに設置が義務付けられていますので、確認申請時に設置の確認をしています。それ以外の建物についても、春と秋の火災予防運動期間中に消防の職員が一般家庭を訪問して、設置を促しています。その中で、アパートの大家さんにも説明にお伺いしております。
会	長	県下で 1,600 件ほど調査を行うことになるのですね。
予	防 課	島田市は、調査数としては 40 件程度を予定しております。しかし、多くの家に設置していただきたいので、なるべく多くのお宅を回って啓発活動を行いたいと思っております。
会	長	実際に調査に行く時は、制服を着て行かれるでしょうし、証書を見せてくださいと言われれば、見せるといった、法律上の捜査に準じた形で行うのですね。
予	防 課	はい、そうです。
会	長	それでは、収集について審議会の意見の類型 9 の公共事業に該当するということですが。類型 9 は、非常によく使われるもので、本来のイメージと異なるように感じますが、しかし、内容はこの類型で捉えられるかなと思います。それでは、審議会として承認いたします。
事	務 局	(スポーツに関する市民意識調査について説明)

A 委員	アンケートの項目には、職業についても記載を求めていますね。
事務局	個人情報の取り扱いとしては、アンケートを送付する際に個人情報を収集することになります。
会長	外部提供は無いということですが、このアンケートで集めた考え方・意識を健康づくり課などの関係する部署に提供して、健康増進に役立てるということはあるのですか。
スポーツ課	スポーツ振興基本計画を策定する段階で、策定部会を設置する予定です。健康づくり課などの関係する部署にも御協力をいただきながら、計画を策定していきたいと考えております。
会長	計画の中に、盛り込まれていくということですね。 各担当部署から、施策の基礎になる市民意識を調査しておりますので、市民の方としましても、無作為抽出でアンケートが届いたとしても、協力的な姿勢で、お答えになると思います。
D 委員	アンケートを取って、市民の認識を捉えるというのは、非常に意味の有る事だと思います。
会長	対象者を 18 歳以上としたのは、何か意味があるのですか。中学生から高校生のスポーツを盛んに行っている当事者の意見を聞くということも、意味があるのかなと思います。
スポーツ課	小・中・高校生については、学校から提出していただいているデータや体力測定の結果なども参考にしたいと思っておりますので、今回は、18 歳以上の人を対象として実施したいと考えております。
D 委員	知育の面は、非常にクローズアップされますけど、体力の面は、とかく蔑ろにされやすいので、このように、体力の面に意識を向けるというのは、非常に画期的で意味がある事だと思います。
会長	これは、初めてなのですか。
スポーツ課	ここまで具体的な計画の策定とアンケート調査を実施するのは初めてです。
会長	本人以外からの収集を、住民基本台帳から 3,000 人の情報について実施するということです。それでは、審議会の意見の類型 9（公共事業）ということで、実施をしていただくということによろしいかと思えます。
事務局	(島田市食育推進計画策定にかかる市民アンケートについて説明)
A 委員	アンケート対象者は、合計で 1,000 人ということですか。
健康づくり課	一般市民対象に郵送で実施するのが 1,000 人です。

A 委 員	そうしますと、幼稚園や保育園、高校生等に対する調査は、どの様に行うのですか。
健康づくり課	健康づくり課で行っている他の事業を実施する際に、アンケートへの協力をお願いしていきます。また、教育委員会では、すでにデータがありますので、そちらを利用することも考えています。
A 委 員	例えば、保護者や高校生や看護学生などは、対面調査で行うということですか。
健康づくり課	調査票を学校や施設に渡して協力をお願いします。
A 委 員	一般市民分については郵送であるから、住民基本台帳から送付先を抽出したいという趣旨なんですか。
健康づくり課	はい。
B 委 員	一般市民分だけ郵送で行うということなのですが、件数の割合から言いますと、一番ウエートが高いわけですよ。郵送だと回収率が低いですよ。一番ウエートが高い部分に対して、郵送で行うというのはどうかなと思いますが。
健康づくり課	アンケートの回答を提出していただいていない人に対して、督促状のようなものを送付しようと考えていますので、ある程度、回答をいただけたらと考えています。
E 委 員	アンケートの内容は、全部、統一のもので行うのですか。
健康づくり課	20歳から79歳までの対象者には、統一のアンケートをお願いします。
E 委 員	アンケートの内容的なものは、まだ、決まっていないのですか。
健康づくり課	アンケートの内容については、現在、検討しているところです。
会 長	よろしければ、これも審議会意見の類型9ということでお認めしたいと思います。
事 務 局	(島田市食育推進委員会について説明)
C 委 員	この委員会は、何人で構成されるのですか。
健康づくり課	20人です。
B 委 員	地区は関係あるのですか。
健康づくり課	川根地区、金谷地区、島田地区の割合も加味させていただいております。

会 長	計画がある限り、委員会は継続していくということですか。
健康づくり課	委員の任期は2年ですが、委員会は継続していきます。
会 長	この事務は6月1日開始になっていますから、委員の選定はすでに開始されているのですか。
健康づくり課	はい、団体推薦の依頼は、すでに始めております。
会 長	今年度中に委員会を設置されるということですね。これは報告案件ですので、承知いたしました。
事 務 局	(島田市川根町婦人会補助金交付事務について説明)
会 長	金谷地区にも婦人会はあるのですか。
D 委 員	金谷地区の婦人会は、消滅しました。婦人会に補助金を出し、施策として応援していくというのは、非常に意味があることだと思います。
会 長	補助金交付という事務を実施する関係で、総会の資料を提出していただくということですが、婦人会の支部長さんのお名前は、すでに把握されていないのですか。
社会教育課	他の事務において、婦人会会員のお名前を把握する必要はないのですが、補助金交付について、婦人会総会の資料を提出していただいております。
A 委 員	補助金の交付は、旧川根町時代から行っているのですか。
社会教育課	はい、旧川根町の時から行っております。
会 長	では、これも了解いたしました。
事 務 局	(島田市川根青年団補助金交付事務について説明)
D 委 員	農山村地域の振興のためにも、青年団活動の挺入れをすることは、非常に有効だと思います。
B 委 員	青年団の年齢層はどのくらいなのですか。
社会教育課	20歳代から30歳代の未婚者30~40人で構成されています。未婚であることが条件ということですが、現在は結婚されても青年団を続けている人がいると聞いております。
D 委 員	付け加えますと、駅伝大会で、26チーム出るということですが、以前、川根筋では、中学生の駅伝大会がかなり盛んでした。金谷から千頭まで走りました。

社会教育課	この駅伝大会も、一般の方も出ておりますがほとんどの参加者が小中学生ですね。
C 委員	初倉南小学校から出ていますが、招待したのですか。
社会教育課	合併しましたので、市内で募集したところ参加されたということです。
B 委員	補助金はいくらいただけるのですか。
社会教育課	今年は、3万円くらいです。 駅伝大会自体に、それほどお金が掛からないのかもしれませんが。
会 長	参加者は、参加費を払われるのですか。
社会教育課	チームで2,000円程の参加料です。
F 委員	補助金は、川根青年団に出すのではなくて、駅伝大会に出すのですか。
社会教育課	川根青年団が行う駅伝大会という事業に対して補助金を出すものです。
B 委員	では、青年団としても補助金をいただけるのですか。
社会教育課	駅伝大会以外には、補助金の交付はありません。
会 長	よろしいでしょうか。承りました。
事務局	(島田市コミュニティサロンの使用申込事務について説明)
B 委員	利用の度に申込みをするのですか。一回申し込めばパスポートみたいなものが貰えて、申込みしなくていいということではないのですか。
金谷南地域総合課	最初の申込みは、2ヶ月前から受付をしています。次回からは、1ヶ月毎に申込みをしていただきます。市としても会議などに使用しますので、あまり先に予約をされると差し支えますので、このようにしております。
会 長	正確に言うと市の支所の施設なのだけれども、市民用にも使えるということなのですね。いわゆる公の施設というわけではないのですね。
事務局	建物全体ではなくて、建物の2階部分が公の施設ということになります。
会 長	そうですか。直営で管理するということですね。 それでは、了解しました。
事務局	(投光機車両に関する事務について説明)
A 委員	災害時の貸し出しは、どの様に申込みをすればいいのですか。 例えば、災害が起きたので投光機を貸して欲しいという場合には、同じ様な申込みをすればいいのですか。

すぐやる課	災害時においては、通常の貸出とは別の形で対応することになります。その場合には、直接、すぐやる課に言っていただくか、島田市として災害発生時における対応を優先することになります。
会長	公務に支障の無い限り貸し出しをするということですね。原則無料で、燃料の補給だけをしていただくということですね。 実績はあるのですか。
すぐやる課	昨年度、申込件数が 211 件、台数が 333 台という数字になります。消防団等につきましては、同時に複数台借りることもありますので、申込件数と貸出台数が異なってきます。
C 委員	元島田では、毎年、貸していただいで助かっています。
会長	これは、お幾らするものなのですか。
すぐやる課	140～150 万円するものです。
会長	災害の時に使わないで、それ以外の時に使うというのは非常にいいことです。
C 委員	何台あるのですか。
すぐやる課	本庁に 4 台、金谷支所に 2 台、川根支所に 1 台の計 7 台が役所で使用できるものです。それから、山間部の自治会、例えば伊久美や川根地区にも本年度、配備しましたが、それもあわせると、投光機自体が 24 台、そのうち自動車つきのものが 18 台です。
D 委員	度々水害を起こしてきた大代川とそれを抱える金谷地区の人間として、これを使うような場面は起こって欲しくはないけれども、万が一を考えて、こういったものが配備されることには非常に意味があると思います。
F 委員	申込みの手続は、何ヶ月前からになりますか。
すぐやる課	特に決まっていませんが、1～3 月前に申し込んでいただければと思います。ただし、夏場はすでに予約が埋まっていてなかなか取れません。また、新年度における使用の申込みは、4 月以降で申込みを受付します。
会長	それでは、了解しました。
事務局	変更案件（地籍調査事業について説明）
会長	国土調査法第 23 条第 3 項を根拠に個人情報収集できると考えていたということですが、今回、見直しをする理由としては、そのできる規定の部分ですか。
建設課	法第 23 条第 3 項では、「測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び

資料の提出を求めることができる。」となっていて、調査の対象である個人に対して提出を求めることができるというものではないと考えています。

会 長 調査をする場合、その土地の所有者に対して、質問するというのは不可欠ですよね。しかし、法律でそれをきちんと書いていないから、それができないということですか。

建 設 課 できないということではなくて、「土地の所有者は、調査に立会をしなければならない」という規定がありますから、そこを根拠に、立会に必要な情報は収集することになると思います。

しかし、税務課や法務局から情報を収集する場合に、はっきりとした根拠が欲しいということですか。

会 長 法務局の情報は、公開していますから誰でも見れますね。税務課の税情報は収集しないのですか。

建 設 課 税情報は、収集しません。税情報は、必要な場合でも、なかなか見せてはもらえません。

会 長 では、念のため審議会の意見が欲しいということになるのですか。

建 設 課 はい、根拠が欲しいということですか。

D 委 員 この地籍調査事務が完了して、正確なものができれば、地境争いは少なくなりますね。

そういった争いに何回か立ち会ったことがあります。正確な境界線ができれば、その様な争いは、かなり少なくなると思います。

E 委 員 調査の前後で、土地の面積などは変わってきますか。

建 設 課 変わってきます。
500分の1や600分の1の公図で見ると、一本の線が0.2mmだとすると、現地に行けば10cmや20cmの幅になるわけです。

現地には杭を打って、そこから測量する方法を取っています。また、数値化と言って、カーナビの様に緯度と経度で記録がされます。ですから、何も建物の建っていない土地に行って測量したとしても、緯度と経度から非常に精度が高く復元する技術があります。

E 委 員 法務局は、自動的に登記するわけですか。

建 設 課 法務局は、調査の結果を登記しなければならないとなっていますので、登記情報が新しいものに置き換わります。そうすると以前の公図は閉鎖をされます。

E 委 員 そうすると、調査によって土地の面積が多くなったり小さくなったりするのですか。

建 設 課 一般的には増えることが多いです。地租改正の時に、土地に課税されると

ということで調査したのですね。その時に、土地は広く欲しいけれども、報告は少なくしておくということがあったと思います。

E 委員 公図自体が、よく縄伸びって言いますが、正確ではないということですね。

建設課 そうですね。一般的に面積は、広がる傾向があります。しかし、それは全部ではありません。

A 委員 地籍図が公図に反映されるということですか。市が地籍図を法務局に送ると公図に置き換わるということですか。

建設課 地籍調査で使用する地図を地籍図と呼びます。法務局にある地図は公図と呼ばれます。ですので、実際にはその様な処理になる場合もあるかもしれません。

A 委員 これまでは、国土調査法第 23 条第 3 項を根拠に個人情報収集していたのだけれども、それだと問題があるので、審議会の意見を伺いたいということなのですか。そうすると、地籍調査は、島田市以外の市でも行っていますね。その時に、問題とはならないのですか。

会長 市によって条例が違いますので、問題が無いところもあります。それから、気にせずにやっているところもあるかもしれません。

E 委員 個人情報保護について法整備されて、気にしているのではないですか。

建設課 しかし、個人情報保護条例を気にしなければ、収集するにあたって職員自身も意識を持たないので、私たちもそれに基づいて情報収集すべきだと思います。

E 委員 島田市の場合は、個人情報保護条例に従って正しく取り扱いたいということですね。
まだ、地籍調査が完了したのは、50%程度なんですよ。

建設課 特に都市部で、非常に進捗率が低いという状況です。

E 委員 何mm何 cm の違いでも、長さがあれば、都市部で単価が高ければ何百万円にもなってしまうですね。

A 委員 どうして、根拠法令が正しくないことがわかったのですか。

建設課 私が、3月頃に届出簿の確認をしていたところ、変だぞというのに気づいたわけです。

会長 法第 23 条第 3 項では、「測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができる。」のですから、土地の所有者に対しても調査できると思うのですが。
建設課としては、税務課の方から個人情報を提供していただきながら事業

を進めるということについて、審議会の意見の類型9（公共事業）でいいのではないかということです。変更案件ということですが、審議案件に変更ということでお認めしたいと思います。

事務局（廃止案件について説明）

会長 アンケート調査の関係の届出簿が最近多いのですが、これについても調査が終われば全て廃止届出簿を出してもらうのですか。

事務局 アンケート調査であっても、調査が終われば廃止届出簿を提出していただくと考えています。

会長 わかりました。

A委員（市職員に対する個人情報保護制度の周知及び市の申込書等の記載について）

市職員の中に、「市や公共機関は、個人情報保護法の対象外であるから、個人情報保護法の規制に該当しないんだ」という誤った理解をされている者が見受けられます。市は、個人情報保護法の対象外である代わりに個人情報保護条例を制定しているわけです。市の職員が個人情報保護条例を順守するように徹底していただきたいと思います。

それから、色々な申込書や申請書などに「目的外利用をしません。」と記載していただきたい。民間事業者の通知には、その様な文言を記載して有りますが、市では記載していないので疑問を感じる。

事務局 一点目の市職員に対する個人情報保護制度の周知については、毎年、研修会を行っております。全員を集めて説明会を開催するのは難しいため、昨年度は、旧川根町の職員と新規採用職員を対象として研修会を実施しました。それ以前につきましても、年度ごとに対象者を替えて研修会を実施しています。その様な研修会を実施していくことで、周知徹底を図りたいと考えております。

二点目については、アンケートなどには、利用目的外に使用しませんといった文言を記載しています。申請書や申込書については、既存の様式を使用しているものが多いため、その様な文言が記載されていないものが多いのですが、今後、個人情報保護制度についての研修会を実施するなかで、その様な記載をすることも検討するようにお願いしていききたいと思います。

A委員 アンケートで収集した情報は、個人を特定できないから問題は無いと思いますが、個人を特定できる情報を取り扱う場合は気になりますね。

会長 例えば、図書館における本の貸出記録については、その人の嗜好とか思想・信条が現れやすいということがあるから、もちろん多目的利用はしていませんが、気になるところです。申請書の様式を変えらるとなると規則を変えることになるから、様式を変えるかあるいは、申込書記載場所に掲示をしていただけたらいかかということですね。

○ まとめ

新規報告案件5件及び廃止案件7件について報告を受けた。

新規審議案件3件及び変更案件1件（審議案件に変更）について審議し、審議会として

承認する。

(2) 平成 20 年度第 4 回島田市個人情報保護審議会の議事要録について
会 長 | 平成 20 年度第 4 回島田市個人情報保護審議会の議事要録（案）について、
指摘がありましたらお願いします。

委 員 各 位 | ⇒特になし

○ まとめ

平成 20 年度第 4 回島田市個人情報保護審議会の議事要録（案）について承認する。

(3) その他

次回の審議会は、新委員をお迎えして、7月29日（水）に実施する予定。